

もしものときの助け合い制度

青色ファミリー共済1

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】



加入資格

当申の会員※であり、かつ、令和4年4月1日時点で満15歳～69歳までの方。

※公益社団法人小田原青色申告会の会員でかつその目的に賛同している方全員です。

月々の掛金

令和4年4月1日時点で 満15歳～49歳の方… 4,000円 満50歳以上の方… 4,500円

※上記掛金には、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の団体総合生活補償保険・所得補償保険の月払保険料、及び神奈川県火災共済協同組合の生命傷害共済、傷害共済の月額掛金が含まれております。

※掛金については前受となっております、引落不能の場合は該当月末日までにお振込いただけます。振込がない場合は該当月末日をもって加入資格を失うこととなり、後日未納掛金は速やかにお振込いただけます。

補償期間

令和4年4月1日午後4時から1年間 ※加入内容の変更や脱退については取扱代理店にご連絡ください。

※令和4年3月31日までにご加入のお手続きをいただいた場合です。補償の開始・終了時刻は各普通保険約款等にいたします。次年度以降については特段のお申し出がないかぎり保険契約の満了する日と同一内容(※)で自動継続扱いとなります。この場合、継続後の保険料は継続日現在の保険料率および被保険者の年齢によって計算されます。

ただし、継続時に満70歳となった場合は、自動継続いたしませんのでご注意ください。

(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについてはご継続を中止させていただく場合があります。

加入方法

令和4年3月31日までに所定の加入申込票、及び初回掛金を公益社団法人小田原青色申告会窓口までご持参ください。月々の掛金は、毎月14日(土、日、祝日等金融機関の休業日の場合は翌営業日)に金融機関の口座振替とさせていただきます。

それ以降にご加入手続きをされた場合は、ご加入手続きが完了した日の属する月の翌月1日午後4時から令和5年4月1日午後4時までの補償となります。

※ご加入の手続きをした日の属する月に加入手続きが完了しなかった場合は別途ご連絡させていただきます。

※補償開始・終了時刻は各普通保険約款等にいたします。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。